

平成25年第2回市議会定例会において可決された意見書

地方財政の充実・強化を求める意見書

平25. 6. 27 第2回定例会で可決
提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官
経済財政政策担当大臣
財務大臣、経済産業大臣
総務大臣

政府の平成25年度地方財政対策においては、地方が強く訴えてきた一般財源総額の確保に向けての努力、工夫については受け止めるものですが、東日本大震災に対処する必要性に鑑み実施された国家公務員給与の削減を踏まえ、地方公務員給与にかかる地方交付税の減額が行われたことは遺憾であります。

これは、地方が国に先行し独自の給与カット等努力を行い、その一方で東日本大震災の復興支援のために自治体職員や消防職員・警察官などを派遣してきたにもかかわらず、地方の固有財源である地方交付税を政府の政策目的達成の手段として用いたこと、また、地方公務員の給与は地方公務員法の趣旨を踏まえ地方自治体が自主的に決定すべきものであることなど、これまでの地方の人件費抑制や震災復興への貢献の努力を考慮せず、地方自治を否定することにつながりかねません。

このような中で、地方自治体においては地域経済と雇用対策の強化が求められるとともに、様々な分野における住民サービスへの行政需要は高まっており、そのための安定した財源の確保が重要となっています。しかしながら、少子高齢化に伴う社会保障費の増嵩や国の経済対策に呼応して実施した公共投資等の借入金残高が累増し、公債費が高い水準で推移することなどにより、地方自治体は厳しい財政運営を迫られています。このため、国の平成26年度予算編成に当たっては、財政基盤の脆弱な地域の実情に十分配慮するとともに、増大する地方の行政需要に対応した予算措置が必要であります。

よって、政府におかれては、平成26年度の地方財政計画の策定に当たっては、次のとおり措置されるよう強く要請します。

記

1. 地方財政計画及び地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、「国と地方の協議の場」において十分な協議を尽くすとともに、地方公務員の給与減額措置については平成25年度限りの措置とすること。
2. 東日本大震災の復旧・復興経費については、国の責任において財源を確保し、自治体全体の財政に支障が出ることがないように十分な措置を講じること。
3. 地方の防災・減災にかかる必要な財源は、通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方

交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。

4. 地域経済と雇用対策の強化、子育て及び医療・介護・福祉等の充実、将来を展望した農林水産業の振興、新エネルギーの普及等の環境対策など、増大する行政需要を的確に取り入れるとともに、過疎地域や離島など条件不利地域及び自主財源に乏しい地域に最大限配慮すること。
5. 地方財源の充実・確保に向けて、地方交付税の法定率引き上げ、税源移譲の促進、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要への適切な財政措置など、抜本的な対策を講じるとともに、地方交付税の財源保障機能と財政調整機能を強化すること。
6. 国の制度創設や改正に際しては、国の予算計上による地方負担の創設や国庫補助率の引き下げなど、地方への負担転嫁を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

県総合体育館整備計画について合意形成の下で対応することを求める意見書

平25. 6. 27 第2回定例会で可決
提出先 鹿児島県知事

県においては、先般、新たな総合体育館の整備予定地を鹿児島港本港区のドルフィンポート敷地等とする方針を表明されました。同施設の整備場所については、県が平成23年3月に策定された「総合体育館等整備基本構想」において、武道場等とあわせ県庁東側をその予定地とされていたことから、今回の計画変更は唐突の感が否めず、市民・県民からも、変更の経緯が不透明であることに加え、景観や費用対効果、防災面などに関し様々な意見が寄せられており、計画反対の署名活動も行われている状況にあります。

また、本市の街づくりにとりましても、本港区は豊かなウォーターフロントの形成、中心市街地の回遊性の向上とにぎわいの創出という観点などから、大変重要な地区であり、特に、ドルフィンポートの営業期間を4年短縮した上で同敷地等を整備場所とすることに伴い、中心市街地の活性化はもとより、観光面や本市が進めている路面電車の観光路線新設にも大きな影響を与えることが懸念されます。さらには県財政にも多大な負担となることは必至です。

よって、これらのことを踏まえ、県におかれては、同施設の整備計画について、市民・県民に対し丁寧かつ詳細な説明を行い、幅広い意見の聴取に努めるとともに、本市に対しても適時適切に情報を提供し、十分な協議を行うなど合意形成の下で慎重に対応されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。